

第 1 1 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和5年1月16日(月) 午後 1時28分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和5年1月16日(月) 午後 1時47分

4. 出席委員(15人)の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 辞職	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員(1人)
 12番 瓜田良一

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第31号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可の意見について
 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第33号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
 議案第34号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第35号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第36号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第37号 引き続き農業経営を行っている等の証明について
 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 下山敏	総括主幹 貴田尚人	主事 蒔苗一輝
-----------	-----------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時28分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議長 只今の出席委員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第11回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、4番棟方廣光委員と、5番田村昭弘委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議なしと認めます。

には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 3 3 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について。
農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は 1 件です。農地法第 3 条第 2 項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
契約期間は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございますか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に、議案第 3 4 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 4 号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 7 件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第 3 5 号について、事務局より説明願います

事 務 局 議案第 3 5 号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。
本案件は 1 3 件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
契約期間及び賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に議案第 3 6 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 3 6 号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので

で、決定を求める。

本案件は3件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間については記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第37号について事務局より説明願います。

事務局 議案第37号引き続き農業経営を行っている等の証明について。

租税特別措置法第70条の4第1項並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するため、審議を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、認証時と事情が異なる場合を除き、追加し認証するものとする。

証明願いがあった3件については、申請時に事務局で事情を聞き、適正に耕作されていると考えます。

以上です。

議長 ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは、表決に入ります。議案第31号から議案第37号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第22号について事務局より説明願います。

事務局 報告第22号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。

合意解約した日につきましては、記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

次に報告第23号について事務局より説明願います。

事務局 報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。

No.1からNo.6については、相続により所有権を取得したものです。

以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時43分)

【暫時休憩】

議 長 再会します。(午後1時46分)

議 長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第11回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうぞご苦労様でした。(午後1時47分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月16日

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____